（第１８条関係）

年　　月　　日

　倉敷市保健所長　様

管理者　住　所

〃

　　　電 話　　　　　（　　　）

**エ　ッ　ク　ス　線　装　置　設置届**

　エックス線装置を設置したので、医療法（昭和23年法律第205号）**第１５条第３項**の規定により、次のとおり届け出ます。

記

**１**

**２**　所　在　地　　〒　　　　　-

　　　　　　　　　　　倉敷市

電　話　　　　（　　　　）

**３**　設置年月日　　　　　　　令和　　　　年　　月　　日

**４**　使用開始予定年月日　　　令和　　　　年　　月　　日

**５**　エックス線装置及び施設の概要　　　別紙のとおり

**６**　備考

（１）管理者情報の住所・電話記載欄には、管理者自身の居所・電話番号を記載すること

（２）添付書類として下記を提出すること

①　隣接する室の室名、上階及び下階の室名、周囲の状況、管理区域の範囲及びその標識並びに使用中ランプ等の位置を明示したエックス線診療室の平面図及び立面図

②　エックス線診療室の放射線防護に関する測定結果報告書（理論計算による場合はその計算書）

③　移動型及び携帯型の装置については、前記の添付書類に代えて、保管場所、使用場所、移動での使用目的及び防護措置の概要を記載した書類並びにカタログ等

別紙

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 診療所の名称 | | Ｘ線管球 | | | 整理番号 | | **１** | **２** |
| 所在地 | | 倉敷市 | | | 区　分 | |  |  |
| エックス線装置 | 用途（移動型の場合は保管場所を括弧書きで併記） | | | | | |  |  |
| 製作者名 | | | | | |  |  |
| 高電圧発生装置の型式（又はエックス線装置の製品名） | | | | | |  |  |
| 高電圧発生装置の定格出力 | | | | | |  |  |
| Ｘ線管球の個数（用途の別を括弧書きで併記） | | | | | |  |  |
| エックス線装置の防護 | エックス線装置全般 | ☆　エックス線管の容器及び照射筒の利用線錐以外でのエックス  線量が、下記にあげる空気カーマ率になるよう遮蔽されている(規則第３０条第１項第１号～２号) | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| ・口内法撮影用Ｘ線装置にあっては、X線管焦点から１ｍの距離  において 0.25m㏉/ｈ以下 | | | | | ☐ | ☐ |
| ・１及び治療用Ｘ線装置以外にあっては、X線管焦点から１ｍの  距離において 1.0m㏉/ｈ以下 | | | | | ☐ | ☐ |
| ・コンデンサ式高電圧発生装置にあっては、充電状態にあって  照射時以外の時、接触可能表面から５０㎝の距離において  20μ㏉/ｈ以下 | | | | | ☐ | ☐ |
| ☆　エックス線装置には、下記にあげる利用線錘の総濾過となる  ような附加濾過版を設けている（規則第３０条第１項第２号） | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| ・口内法撮影用Ｘ線装置にあっては、X線管焦点から１ｍの距離  において 0.25m㏉/h以下 | | | | | ☐ | ☐ |
| ・１及び治療用Ｘ線装置にあっては、X線管焦点から１ｍの距離  において 1.0m㏉/h以下 | | | | | ☐ | ☐ |
| ・コンデンサ式高電圧発生装置にあっては、充電状態にあって  照射時以外の時、接触可能表面から５０cmの距離において  20μ㏉/ｈ以下 | | | | | ☐ | ☐ |
| 透視用エックス線装置 | 透視中の患者への入射線量が 50mGy/m以下であること | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| 透視時間積算タイマーを設けていること | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| エックス線管焦点皮膚間距離が３０cm 以上(手術中に使用するエックス線装置のエックス線管焦点皮膚間距離にあっては２０cm以上)となる装置又は防止用のインターロックを設けていること | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| エックス線照射野絞りを設けていること | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| 利用線錐中の蛍光板、受像器通過エックス線量（蛍光板、受像器等から１０ｃｍ）が 150μGy/h以下であること | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| 透視時最大受像面外側３．０ｃｍ通過エックス線量(当該部分の接触可能表面から１０ｃｍ)が150μGy/h以下 | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| 利用線錘以外のエックス線を遮蔽する手段（衝立、鉛カーテン、防護衣等）を講じること | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| 撮影用Ｘ線装置 | エックス線照射野絞りを装備していること | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| エックス線管焦点皮膚間距離が基準を満たしていること　　　　　　　　　（規則第３０条第３項第２号） | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| 移動型及び携帯型の撮影又は透視装置の場合、２ｍ以上離れた場所で遠隔操作ができる構造であること | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
|  | 胸部集検用間接撮影 | 利用線錐が角錐型となりかつ規則第３０条第４項第１号に掲げるエックス線照射野絞りを有すること | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| 受像器の１次防護遮蔽体の１ばく射当たりの空気カーマが、1.0μGy以下であること　　（装置の接触可能表面から１０ｃｍ） | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| 被照射体の周囲の箱状遮蔽物 | | | | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 上記遮蔽物から１０ｃｍの距離における空気カーマが１ばく射につき 1.3μGy以下であること | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| 放　射　線　診　療　室 | 診療室名　（移動型装置の場合は保管場所を記入すること） | | | | | |  |  |
| 診療室の構造 | 画壁等の外側における実効線量が 1mSv/週以下であること | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| 材質・厚さ | ・天井 | | | |  |  |
| ・床 | | | |  |  |
| ・壁 | | | |  |  |
| ・出入口等の扉 | | | |  |  |
| ・ガラス窓 | | | |  |  |
| 室内の監視方法〔窓・カメラ等（数）〕 | | | | | （　） | （　） |
| 操作室の有無 | | | | | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
|  | 操作室を設けない場合の理由 | ・近接透視撮影、乳房撮影等 | | | | □ | □ |
| ・口内法撮影（1000mA/ｓ以下） | | | | □ | □ |
| ・骨塩定量分析（6μSv/ｈ以下） | | | | □ | □ |
| ・輸血用血液照射（6μSv/ｈ以下） | | | | □ | □ |
| Ｘ線診療室である旨の標識 | | | | | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 管理区域 | 管理区域である旨の標識 | | | | | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 管理区域の境界における立入制限措置  （カギ、注意事項の掲示等） | | | | | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 区域の外側における実効線量が 1.3mSv/3ヵ月以下となる措置 | | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| そ　の　他 | 注意事項の掲示（従事者向け） | | | | | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 注意事項の掲示（患者むけ） | | | | | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 敷地内の居住区域及び境界の実効線量が 250μSv/3ヵ月  以下となる措置 | | | | | | 適 ・ 否 | 適 ・ 否 |
| その他の患者の被ばく防止措置 | | | | | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 従事者の放射線測定器　（測定用バッチ、ポケット線量計等） | | | | | | 有 ・ 無  (　　　　　) | 有 ・ 無  (　　　　　) |
| 被ばく防止のための器具　（衝立、鉛カーテン、防護衣等） | | | | | | 有 ・ 無  (　　　　　) | 有 ・ 無  (　　　　　) |
| 事故発生時の連絡網及び通報基準・通報体制の整備 | | | | | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| ・放射線診療に従事する常勤の医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師を全て記載する | | | 職　種 |  | | 取得年月日 | | 放射線診療に関する経歴 |
| 及び免許番号 | |
|  |  | | 年　　月　　日 | | 年 |
| 第　　　　　　　　号 | |
|  |  | | 年　　月　　日 | | 年 |
| 第　　　　　　　　号 | |
| ※「経歴」は放射線診療に従事してきた年数を記載してください | | |  |  | | 年　　月　　日 | | 年 |
| 第　　　　　　　　号 | |
|  |  | | 年　　月　　日 | | 年 |
| 第　　　　　　　　号 | |
| ※多数の場合は別紙に記載して添付してください | | |  |  | | 年　　月　　日 | | 年 |
| 第　　　　　　　　号 | |
|  |  | | 年　　月　　日 | | 年 |
| 第　　　　　　　　号 | |
|  | ※「法」は「医療法」、「規則」は「医療法施行規則」とする。 | | | | | | | |

★別紙の注意事項

**１**　「区分」には、新設、廃止、更新の別を記入し、更新については例えば「１(整理番号)の更新」のように記入すること。

**２**　「エックス線装置」について、１台の高電圧発生装置に用途別に複数のＸ線管球を接続している場合は、それぞれの用途ごとに欄（列）を変えて記入すること。

　※１台の発生装置から「撮影用」と「透視用」の用途の違うＸ線管球へ出力している場合など。

**３**　「用途」には、直接撮影、断層撮影、透視、血管撮影用透視、ＣＴ、乳房撮影、骨塩定量分析、結石破砕用透視、口内法撮影、歯科用パノラマ断層撮影、歯科用ＣＴ撮影、歯科用セファロ撮影、輸血用血液照射、治療、胸部集検用間接撮影 等を記入する。

また、これらの用途に該当しない場合は、その用途を具体的に記入すること。

そして、移動型又は携帯型エックス線装置については、「直接撮影(移動型)」のように括弧書きで移動型又は携帯型の別を記入すること。

※移動型又は携帯型装置を設置型装置として撮影室へ設置する場合は、「直接撮影(移動型装置を設置)」等の状況がわかるように記載をすること。

**４**　設置機器が多い場合は、列やページを増やすなど表を加工して、設置したすべての装置について記載する。